

二級河川河津川における 河津桜維持管理行動計画

平成 23 年 10 月

発行元

河津桜維持管理推進委員会

はじめに

河津川は河津町市街地の中心部を流れる二級河川であり、堤防の河津桜並木は河津町の観光シンボルとして全国的に有名であるとともに、地域住民の憩いの場として親しまれています。しかしながら、堤防に植栽されている桜のほとんどが、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準(平成10年6月19日付け建設省河治発第44号建設省河川局治水課長通達。以下「植樹基準」という。)」を満たしておらず、治水上等の課題となっています。

このような状況において、河津川が将来にわたり、地域住民にとって安全で安心な川であり、みんなが親しめる空間であるため、そして、河津桜を中心とした地域の活性化を図るためには、河津桜と河津川を適切に維持管理していく必要があります。その方向性を、「二級河川河津川における河津桜維持管理指針」として取りまとめ、指針に基づいて「二級河川河津川における河津桜維持管理行動計画」を策定しました。

「二級河川河津川における河津桜維持管理指針」には①状況の把握、②日常的作業、③情報共有という3つの柱があります。しかし、行政だけで河津川沿いの桜と堤防の状況をすべて把握して維持管理することは困難であり、地域住民の協力が必要になります。

「二級河川河津川における河津桜維持管理行動計画」は、河津桜の維持管理についての役割分担を具体的に示したものであります。

本計画に基づき、行政と地域が連携して維持管理を徹底しながら、河津川の段階的な正常化に努めるとともに、安全で安心な河津川と河津桜の共存を目指します。

また今後は、環境や状況の変化に柔軟に対応するため、本計画の見直し等、引続き河津桜維持管理推進委員会によりフォローアップを図っていきます。

目次

1. 経緯	p1
2. 行動計画一覧表	p3
3. 詳細	p4
3. 1状況の把握	p4
3. 2日常的作業	p6
3. 3情報共有	p8

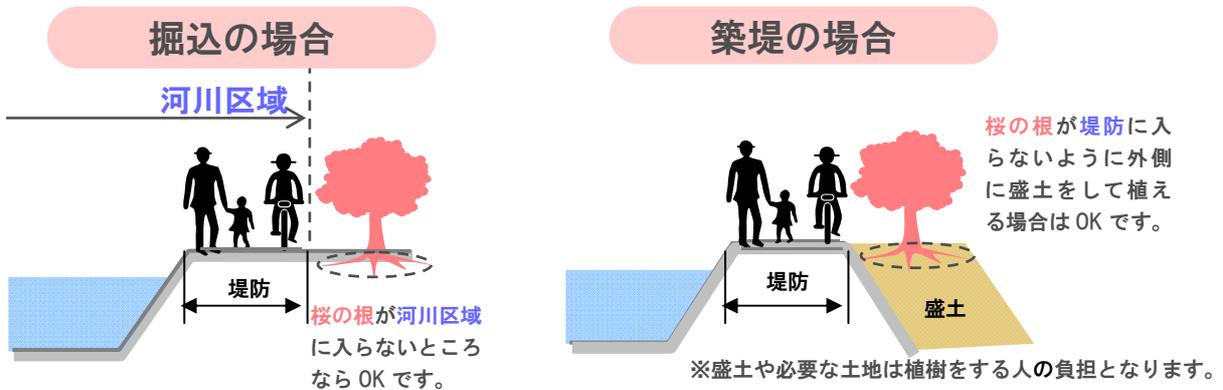
1. 経緯

(1)河津川の現状

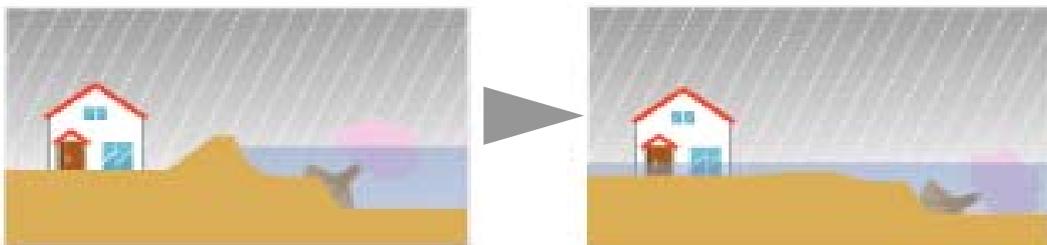
二級河川河津川沿いには約 850 本の河津桜が植栽されており、桜まつり期間中には多くの観光客が見学に訪れるなど、河津町にとって重要な観光資源となっているとともに、地域住民の憩いの場として親しまれています。



その一方で、堤防に植栽された河津桜は河川区域内における樹木の植樹基準を満たしておらず、暴風時の倒木、腐った根の周辺に空洞ができるなど、堤防を弱体化させる可能性もあります。



桜が倒木すると、堤防が欠けて破堤したり、流下阻害となり水が溢れる恐れがあります。



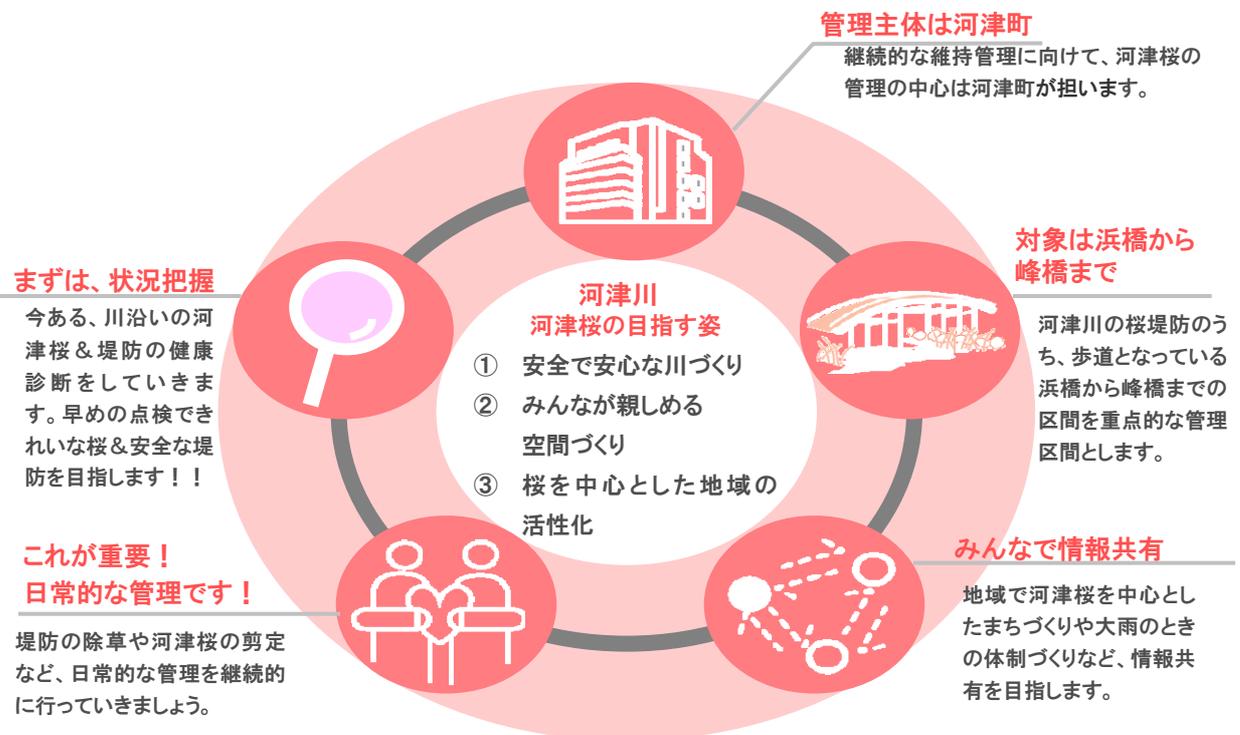
(2)河津桜維持管理指針の策定

そこで、堤防の安全性を確保しつつ、さらなる地域振興と周辺住民が親しめる空間づくりを図るため、河津町役場、下田土木事務所、河津町観光協会、河津町商工会で「河津桜対策検討委員会」を設け、河津川の堤防に植栽されている河津桜の今後のあり方について検討し、「二級河川河津川における河津桜維持管理指針」としてまとめました。

二級河川河津川における
河津桜維持管理指針

平成 20 年 11 月

河津町
下田土木事務所



この「二級河川河津川における河津桜維持管理指針」に基づいて、将来にわたり地域住民と行政が協力して河津川・河津桜の適正な維持管理を行なっていくために、その具体的な内容を「二級河川河津川における河津桜維持管理行動計画」としてまとめる運びとなりました。

策定にあたり、「地域」の代表として川沿いの8区長(浜区・笹原区・田中区・沢田区・上峰区・下峰区・谷津区・大堰区)、「観光振興」の観点から河津町観光協会・河津町商工会、そして「桜管理者」の河津町と「河川管理者」の下田土木事務所の4者が集まって委員会を設け、それぞれの役割について議論を重ね、本計画を取りまとめたものです。

2. 行動計画一覧表

	目的	方法(どのように)	主体(だれが)	時期(いつ)	備考
(1) 状況の把握	川沿いの桜の 植生や場所の把握	桜台帳による管理	河津町	状況変化等に応じて更新	
	堤防と桜の健康状態の把握	現在の堤防の状況	下田土木事務所		
		現在の桜の状況	河津町		
(2) 日常的作業	日常的な巡視や点検	堤防の状態、桜の状態、道路 の状態	下田土木事務所	年1回(出水期前)	河川パトロール
			河津町	必要に応じて	
			地域	随時	
	良好な生育環境の維持	除草、清掃	河津町・地域・ 商工会・観光協会	年2回	
		剪定、害虫対策、肥料	河津町	必要に応じて	
(3) 情報共有	啓発活動	川のルール	下田土木事務所	必要に応じて	
		地域と連携した維持管理について	河津町・地域・ 下田土木事務所	必要に応じて	
	連絡体制	防災、安全に関する組織体制	河津町・地域		河津町地域防災 計画による

3. 詳細

(1) 状況の把握

[川沿いの桜の把握]

桜台帳による管理[河津町]

河津川の堤防沿いにある桜を、地図に記入した桜台帳を基に管理する。

台帳のイメージ

管理番号	浜 10
------	------

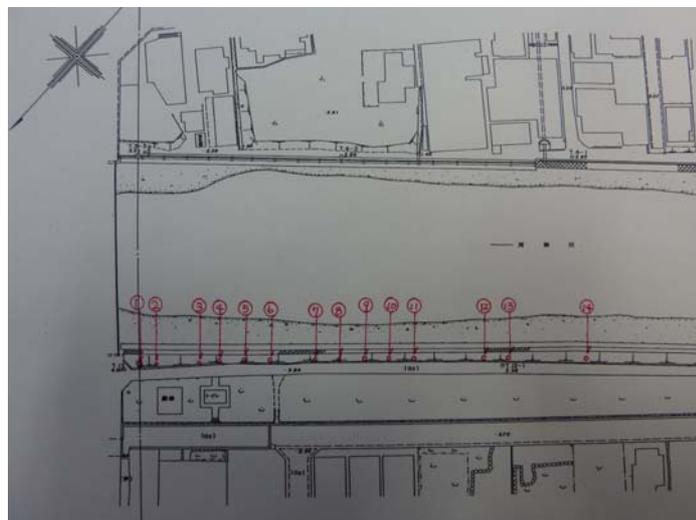


作成年月日: 2010年1月30日

位置: 浜橋～館橋
管理道からの水平距離: 約60cm
管理道からの垂直距離: 約20cm
根回り太さ: 約10cm

経過欄

河川現況平面図



[堤防と桜の健康状態の把握]

現在の堤防の状況[下田土木事務所]

河津川の治水安全度を把握するため、堤防形状(築堤・掘り込み)、背後地の様子(宅地、耕作地)、現況流下能力、桜植樹位置を考慮した安全度マップを作成する。

作成したマップは、桜台帳と併せて下田土木事務所及び河津町に配置し、閲覧できるものとする。

現在の桜の状況[河津町]

現在の桜の健康状態を、専門家(伊豆農業研究センターなど)と連携をとり把握し、必要に応じ対応を仰ぎ、対策を検討する。

点検時などにおいて堤防の治水上支障となる桜が確認された場合も同様とし、河川管理者と調整の上、必要に応じて河津町において伐木などの対応を行う。

(2) 日常的作業

[日常的な巡視や点検]

堤防の状態、桜の状態、堤防道路等の状態[下田土木事務所・河津町・地域]

○点検項目

<下田土木事務所が行うこと>

河川パトロール(1回/年:出水期前、下田土木事務所、河津町建設課)

<河津町が行うこと>

桜及び堤防道路の点検(必要に応じて:河津町産業振興課・建設課)

異常箇所との連絡による該当箇所の調査

<地域が行うこと>

桜及び堤防道路の点検(随時:各地区)

○点検結果収集方法

各地区は異常箇所を見つけた場合、河津町産業振興課に連絡する。

河津町産業振興課は該当箇所を調査する。また、下田土木事務所に連絡が必要と判断される場合は、調査書を作成し下田土木事務所に報告する。

下田土木事務所は対応結果を河津町産業振興課に報告する。

河津町産業振興課は、下田土木事務所から対応結果が報告された場合及び町で対応した場合のいずれについても、異常が指摘された地区の区長に対応結果を報告する。

[良好な生育環境の維持]

除草、清掃[河津町・地域・商工会・観光協会]

現在の作業の状況[地域][年2回]

地区	場所	団体
浜地区	浜橋～館橋上流:左岸	浜同志会
笹原地区	館橋上流～来宮橋下流:左岸	笹原子供会
田中～沢田地区	来宮橋下流～峰小橋上流:左岸	河津町
大堰地区	峰小橋上流～峰橋:左岸	大堰区
谷津～下峰地区	浜橋～来宮橋上流:右岸	河津町
下峰地区	来宮橋上流～豊泉橋上流:右岸	根岸会
上峰地区	豊泉橋上流～峰橋:右岸	河津町

現在の作業の状況[商工会・観光協会][年3回]

団体	場所	実施時期
商工会・観光協会 (河津桜まつり実行委員会)	浜橋～峰橋	菜の花植付時 河津桜まつり前・後

・現在の作業の状況を基本とし、町内一斉清掃時に清掃を行うことなどにより良好な育成環境の維持を図る。

剪定、害虫対策、肥料[河津町][必要に応じて]

河津町が、桜の専門家の意見を参考にして、河津川沿いの河津桜の剪定、害虫対策、施肥を行い、桜の良好な育成に努める。

(3)情報共有

[啓発活動]

川のルール[下田土木事務所]

啓発活動を目標にチラシやポスターを作成する。

地域と連携した維持管理について[河津町・地域・下田土木事務所]

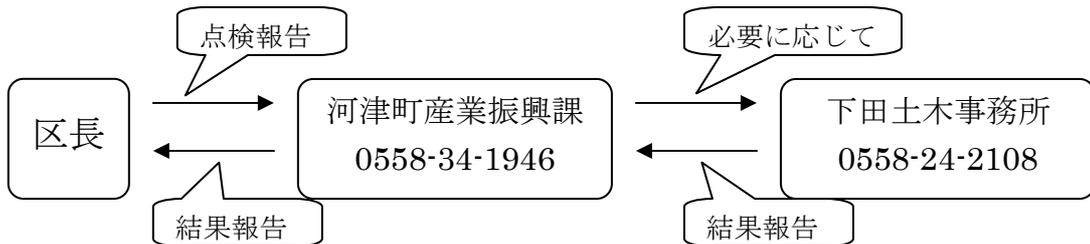
地域と連携した維持管理について呼びかけをしていく

- リバーフレンドシップ等県事業の活用

[連絡体制]

河津町は各地区と連携し、河津川に関する情報を共有するものとする。また、災害等の緊急時については、河津町地域防災計画によるものとする。

- 住民が倒木など堤防に支障ある樹木を発見した場合は、河津町産業振興課に連絡をする。また、堤防に異常を発見した場合も同様とする。



参考:河津町地域防災計画より抜粋

